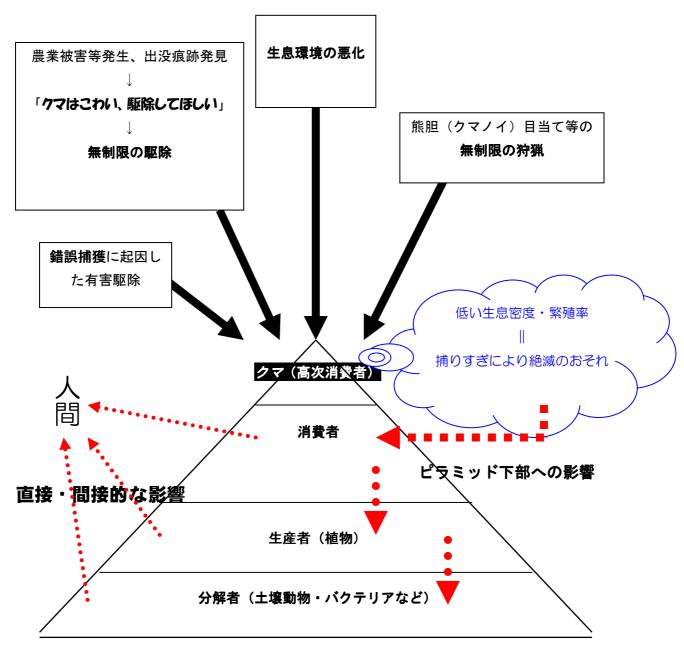
~クマ保護管理の必要性~



- 生態系ピラミッド -

捕りすぎによって絶滅する恐れがあるため、農林水産業被害や人的被害を防ぐための対策を進めるとともに、調査に基づく個体数の管理や生息地管理を計画的に行っていく必要があります。

Q1 クマはこわい動物だから、積極的に駆除してほしい。

A1 クマは臆病な動物で、人を避けて行動しています。至近距離で人と出会ってしまったときに防衛本能で襲ってくることはあっても、積極的に攻撃をしてくることはまずありません。入山時には音の鳴るものを身につける、子グマを見ても近寄らないなど最低限の注意を払えば、過度に怖がる必要はありません。

Q2 人里に出没するクマは危険だから、どんどん捕まえてほしい。

A2 人里付近に出没して農作物等の被害を起こしたクマを捕獲しても、捕獲と平行して被害防除対策が行われなければ、依然としてクマを人里に引き付けているもの(クマが大好きな果物や牧場飼料、デントコーンなど)がクマに開放された状態が続くことになります。このような状態では、捕獲したクマとは別の個体がいつ出てきてもおかしくありません。クマが人を積極的に襲うことはまずありませんが、人里に出没を繰り返すうちに人への警戒心が薄れたり、またいろいろな条件が重なって人とクマが不幸な出会いを起こすことを避けるためにも、日ごろから人里に近づけさせないようにしておくことが大切です。

被害防除対策を行わないということは、別の見方をすれば、被害者自らがクマを人 里に引き付けておいて、自ら怖い思いをしていると言うことができます。クマの捕獲は あくまでも一時的な対処であって、捕獲だけでは問題は解決しません。

Q3 せっかく捕まえたクマは殺すべき。山奥に放すというのは納得できない。

A3 クマは生態系ピラミッドの頂点に位置する高次消費者であるため、他の多くの動物種に比べて生息密度や繁殖率が低いという特性があります。したがって、人里に出没して捕獲されたクマをすべて殺してしまった場合、個体数が著しく減少し、その回復に時間がかかることとなります。このため、被害防除対策によってクマを人里におびき寄せないことで、捕獲せざるを得なくなるクマの数自体を抑制するとともに、捕獲されたクマに人間の怖さを思い知らせ、生かしたままで被害軽減を図る管理手法(非致死的管理手法)を導入していく必要があります。この非致死的管理手法として、麻酔措置を施したクマを奥山に移動させ、麻酔から覚醒した時点で人への忌避条件付け(唐辛子成分入りスプレーや爆竹、大声など)をして放すということを行っています。

この方法では、人里に戻ってきて再度被害を及ぼすことを完全には防止できませんが、人里での被害防除対策を行いクマを引き付けないようにすることと合わせて行うことで、再出没の抑止効果が高まると考えられます。これまでの放獣個体の追跡調査では、一部のクマに人里への回帰・再被害が確認されていますが、人里を避けて行動するようになったクマも多く確認されています。

忌避条件付け効果がどの程度発揮されるかについては、前述のような人里での被害防除対策の取組状況にも影響されますし、そのクマがどの程度人里に依存してきたか・慣れてしまっているかにもよると考えられます。したがって、奥山移動放獣をするのか殺処分をするのかについては、捕獲された場所や被害の状況、経過などをよく勘案して判断されるのが望ましい姿です。

Q4 クマなんかいなくなっても、何も困らない。

A 4 生態系は食物連鎖を基本として、複雑な共存関係・競合関係で構成されています。 そのうちの一部の種が絶滅したり、著しく数が増減すれば、複雑な生態系に思いもよらない影響が表れます。

クマの場合、生態系ピラミッドの頂点に位置する高次消費者であり、そもそもの数が 他の生態系構成種よりも少ないので、過度の捕獲が生態系への影響に直結しやすいと考 えられます。九州地方では既に絶滅したとされていますが、人に直接的に影響が出なく ても、生態系においては様々な影響が及んでいると推測されます。また、ニホンジカの近年の個体数増加の原因のひとつとして約100年前のニホンオオカミの絶滅が指摘されることもあるように、数十年後や百数十年後に人に対する直接の影響が出るかもしれません。

私たち人間も生態系の一員であり、生態系の恩恵を受けて生きています。「クマがいなくなっても、何も困らない」といって過大な駆除を続ければ、取り返しのつかない事態となるおそれがあります。

Q5 栃木県にいなくても、他の地域にいればいいのでは。

A5 外見上同じように見えるクマでも、地域ごとに特徴のある遺伝子を持っています。これは、それぞれの地域で生息していくために環境適応した結果です。この「遺伝子の多様性」によって、たとえ特定の病気の蔓延や気候変動が生じても、そうした変動に対応して生き残る個体が存在し、種の絶滅を免れると考えられます。

したがって、「クマが絶滅さえしなければよい」「栃木県にいなくてもよい」ということではありません。クマの保護管理は、種の多様性、遺伝子の多様性、生態系の多様性を確保することにもつながります。

- ●種の多様性:生物分類の最も基本的な単位である「種」の間の多様性。姿・形・生活が異なる様々な生物(ツバメがいてヒバリがいる)が存在すること
- ●遺伝子の多様性:種が同じ生物の間の遺伝子の多様性。同じツキノワグマという種の動物同士では姿・形・生活は互いによく似ているが、地域ごとに少しずつ違うグループが存在すること
- ●生態系の多様性:気候、地質など自然環境のもと形成される生態系の多様性。森林や海洋、湿地、干潟、河川などでは、それぞれ異なるタイプの生態系が見られる。